

公募型プロポーザル実施の公示

2024年5月22日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和6年度訪日外国人旅行者周遊促進事業(広域周遊観光促進事業)

大阪・兵庫・徳島をつなぐ滞在型地域周遊ルート造成推進計画 コアエリアを起点としたルート整備事業

(2) 事業の目的

関西観光本部(以降、当本部という)においては、京都や大阪に偏重していたインバウンド旅客の関西エリア全域への誘客を目的に、関西2府8県を大きく8つのエリアに分け、府県をまたぐ広域エリアでの観光コンテンツをより多く楽しんでいただくことを主眼に、H31年度より「THE EXCITING KANSAI」を立ち上げ、広域観光ルート造成を行ってきたところである。

訪日インバウンド旅行客数は急激に回復し、関西の一部地域ではその経済効果が出始めている一方で、旅行者の増加による交通機関の混雑や交通渋滞、ゴミや騒音により地域住民の生活に支障が出るなど、オーバーツーリズムの未然防止も課題となっている。本事業においては、公益財団法人大阪観光局、公益社団法人ひょうご観光本部、一般社団法人イーストとくしま観光推進機構と連携の上、旅行者の偏りを課題としている3地域(大阪・兵庫・徳島)を周遊するルート造成を図る。

また、近畿運輸局・近畿地方整備局・当本部の3者は、関西の観光・交通の回復に向け、2022年6月に「大阪・関西万博に向けた関西観光アクションプラン」を策定しており、プランに掲げる取組事項の1つとして「地方部への分散～関西全域への回遊拡大～(観光資源をライトアップ)」の取組を明記しており、本事業では広域連携DMOと地域DMOが連携をして、眠っている地域資源の磨き上げや地域資源の魅力を活かした滞在プログラムの造成やデジタルマーケティング等を活かした効果的な情報発信を行うなど、一部地域に集中する訪日外国人旅行者が関西全域へ回遊するような取り組みを行う。

(3) 事業の概要

①大阪・兵庫・徳島エリアを対象とした滞在型周遊ルートの企画開発

②「THE EXCITING KANSAI」Webページへの情報反映

③旅行商品プランのOTAでの販売

詳細については、添付の募集要領・仕様書に記載

(4) 委託金額の上限

13,500,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部 広域観光推進部 担当 加藤

メールアドレス：koiki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間：2024年5月22日（水）から2024年6月4日（火）17:00まで。

イ 応募方法：全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

募集要領 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/募集要領_k240522.pdf

仕様書 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/仕様書_k240522.pdf

評価要領 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/評価要領_k240522.pdf

評価基準 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/評価基準_k240522.pdf

様式 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/様式1~5_k240522.docx

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書等の提出期限、提出先及び方法

2024年6月4日（火）17:00までに電子メールにて提出のこと。

提出先は上記(1)に同じ。募集要領に基づき正本（社名あり）・副本（社名なし）を提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、正本（社名あり）1部・副本（社名なし）5部を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2024年5月29日（水）17:00まで ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL：<https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案の審査

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称（候補者を含む）

⑤審査結果（評価項目ごとの選定委員の評価点の合計）

※参加者（候補者を含む）の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以上